



栃木県公報

令和7(2025)年
12月17日(水)
号外
第55号

目次

規則

○情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の一部改正	1
公安部委員会	
○栃木県公安部委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正	5
警察本部	
○警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程の一部改正	6
内水面漁場管理委員会	
○栃木県内水面漁場管理委員会公聴会に関する規程及び栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手続に関する規程の一部改正	8

規則

栃木県規則第49号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月17日

栃木県知事 福田富一

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則

(栃木県木材業者登録条例施行規則の一部改正)

第1条 栃木県木材業者登録条例施行規則(昭和33年栃木県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 略</p> <p><u>(公衆の閲覧の方法)</u></p> <p><u>第5条の2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、同条第2項の登録証の交付を受けた者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</u></p>	<p>第5条 略</p>

(栃木県火薬類取締法施行細則の一部改正)

第2条 栃木県火薬類取締法施行細則(昭和58年栃木県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(譲受許可申請)</p> <p>第6条 省令第36条に規定する火薬類譲受許可申請書を提出しようとする者で、次の表の左欄に掲げる火薬類を使用しようとするものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">火薬類</td> <td style="width: 50%;">添付書類</td> </tr> </table>	火薬類	添付書類	<p>(譲受許可申請)</p> <p>第6条 省令第36条に規定する火薬類譲受許可申請書を提出しようとする者で、次の表の左欄に掲げる火薬類を使用しようとするものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">火薬類</td> <td style="width: 50%;">添付書類</td> </tr> </table>	火薬類	添付書類
火薬類	添付書類				
火薬類	添付書類				

略	省令第49条 第8号に規定するコンクリート破碎器 コンクリート破碎器取扱及び消費 計画書（貯蔵上の取扱計画、破碎 場所における取扱計画、消費計画 その他の取扱計画並びに消費作業 及び取扱作業従事者名を記載した 書類。） 破碎場所付近見取図（破碎場所、 破碎場所から300メートル以内の 保安物件の場所及びそれの破碎場 所からの距離並びに見張人等の配 置場所を記載した書類。以下同 じ。） 破碎場所案内図	省令第49条 第8号に規定するコンクリート破碎器 コンクリート破碎器取扱及び消費 計画書（貯蔵上の取扱計画、破碎 場所における取扱計画、消費計画 その他の取扱計画並びに消費作業 及び取扱作業従事者名を記載した 書類。） 破碎場所付近見取図（破碎場所、 破碎場所から300メートル以内の 保安物件の場所及びそれの破碎場 所からの距離並びに見張人等の配 置場所を記載した書類。以下同 じ。） 破碎場所案内図
---	---	---

(消費許可申請)

第9条 略

2 省令第48条第1項に規定する火薬類消費許可申請書を提出しようとする者は、前項に規定する火薬類消費計画書に、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

消費許可を受けようとする火薬類の区分	添付書類
発破に係る火薬類	火薬類取扱所説明書（火薬類取扱所を設置するときに限る。） 火工所説明書 消費場所案内図 消費場所付近見取図（発破箇所、発破箇所から300メートル以内の保安物件の場所及びそれの発破箇所からの距離、火薬類取扱所の設置場所（火薬類取扱所を設置するときに限る。）、火工所設置場所並びに見張人等の配置場所を記載した書類。） 工事証明書
略	

略	省令第49条 第8号に規定するコンクリート破碎器 コンクリート破碎器取扱及び消費 計画書（貯蔵上の取扱計画、破碎 場所における取扱計画、消費計画 その他の取扱計画並びに消費作業 及び取扱作業従事者名を記載した 書類。） 破碎場所付近見取図（破碎場所、 破碎場所から300メートル以内の 保安物件の場所及びそれの破碎場 所からの距離並びに見張人等の配 置場所を記載した書類。以下同 じ。） 破碎場所案内図
---	---

(消費許可申請)

第9条 略

2 省令第48条第1項に規定する火薬類消費許可申請書を提出しようとする者は、前項に規定する火薬類消費計画書に、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

消費許可を受けようとする火薬類の区分	添付書類
発破に係る火薬類	火薬類取扱所説明書（火薬類取扱所を設置するときに限る。） 火工所説明書 消費場所案内図 消費場所付近見取図（発破箇所、発破箇所から300メートル以内の保安物件の場所及びそれの発破箇所からの距離、火薬類取扱所の設置場所（火薬類取扱所を設置するときに限る。）、火工所設置場所並びに見張人等の配置場所を記載した書類。） 工事証明書
略	

別記様式第8号及び別記様式第9号中

「

警戒の方法(1)	イ掲示 ニその他()	ロ見張人配置 ハ繩張り) を
----------	----------------	-----------------------

」を

「

警戒の方法	イ見張人配置 ロその他()) に、
	イ掲示 ハその他()	

」に、

「| 警戒の方法(2) |」を「| 警告の方法 |」に改める。

別記様式第12号中

消費場所の 保 安 対 策	1 立入禁止区域を設定する。	・立入禁止区域の設定（有・無）
	2	・設定の方法（警戒標識・柵・見張人） ・警備員の配置（有（　名）・無） ・本部との連絡方法（　）

を

消費場所の 保 安 対 策	1 立入禁止区域を設定する。	・立入禁止区域の設定（有・無）
	2	・設定の方法（警戒標識・柵・見張人・ その他（　）） ・警備員の配置（有（　名）・無） ・本部との連絡方法（　）

に改め

る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 身体障害者福祉法施行細則（平成5年栃木県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定医である旨の掲示等)</u></p> <p>第7条 法第15条第1項の指定を受けた医師（以下「指定医」という。）は、指定医である旨について、その診療に従事する場所の見やすい箇所に、<u>掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p><u>(指定医の標示)</u></p> <p>第7条 指定医</p> <p><u>は、その診療に従事する場所の見やすい箇所に、<u>標示（別記様式第5号）を掲示し</u></u></p> <p><u>なければならぬ。</u></p>

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 削除

(栃木県行政手続条例施行規則の一部改正)

第4条 栃木県行政手続条例施行規則（平成7年栃木県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 略</p> <p><u>(公示による通知の方法)</u></p> <p>第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれに</p>	<p>第2条 略</p>

も該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに記録された公示事項を当該公示事項
の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像
面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第4条 略**第3条 略**

(栃木県県税条例施行規則の一部改正)

第5条 栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(公示送達に係る掲示場等)</u></p> <p>第9条 法第20条の2第2項の掲示場は、県税事務所等（条例第5条の規定により知事の権限の委任を受けた県税事務所長等の所属する県税事務所又は自動車税事務所をいう。以下この条において同じ。）の掲示場とし、同項の事務所は、県税事務所等とする。</p>	<p><u>(公示送達)</u></p> <p>第9条 法第20条の2第1項の規定による公示送達は、条例第5条の規定により知事の権限の委任を受けた県税事務所長等の所属する県税事務所又は自動車税事務所の掲示場に掲示して行う。</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)

第6条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成18年栃木県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定を受けた旨の掲示)</u></p> <p>第3条 法第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた指定障害児通所支援事業者はその旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に、法第24条の9第1項の規定により指定を受けた指定障害児入所施設の設置者はその旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に、それぞれ掲示するものとする。</p>	<p><u>(指定を受けた旨の掲示)</u></p> <p>第3条 法第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた指定障害児通所支援事業者はその旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に、法第24条の9第1項の規定により指定を受けた指定障害児入所施設の設置者はその旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に、それぞれ掲示するものとする。</p>

第3条～第5条 略**第4条～第6条 略**

(栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部改正)

第7条 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(報告及び調査)</u></p> <p>第10条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について、報告を求</p>	<p><u>(報告及び調査)</u></p> <p>第10条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について、報告を求</p>

め、又は関係書類その他について_____調査する
ことができる。

め、又は関係書類その他について実地に調査する
ことができる。

(栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部改正)

第8条 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告及び調査)</p> <p>第9条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるものほか、貸付金又は交付金に関する事項について、報告を求め、又は関係書類その他について_____調査することができるものとする。</p>	<p>(報告及び調査)</p> <p>第9条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるものほか、貸付金又は交付金に関する事項について、報告を求め、又は関係書類その他について<u>実地に</u>調査することができるものとする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第4条の規定 栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第36号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日
 - 第5条及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- 第5条の規定による改正後の栃木県県税条例施行規則第9条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(行政改革ICT推進課)

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第11号

栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月17日

栃木県公安委員会委員長 佐藤千鶴子

栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 条例第15条第1項又は条例第28条の規定による通知を受けた者（条例<u>第15条第4項後段</u>（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 条例第15条第1項又は条例第28条の規定による通知を受けた者（条例<u>第15条第3項後段</u>（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>

(3)・(4) 略

(聴聞の審理の公開)

第12条 略2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により 行うものとする。

(3)・(4) 略

(聴聞の審理の公開)

第12条 略2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して 行うものとする。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公示) 第6条 国公委規則第28条第4項、第29条第2項及び第30条第2項の規定による公示は、 <u>インターネットの利用その他の方法により</u> 行うものとする。	(公示) 第6条 国公委規則第28条第4項、第29条第2項及び第30条第2項の規定による公示は、 <u>公安委員会の掲示板に掲示して</u> 行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第2条の改正規定は、栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第36号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

警 察 本 部**栃木県警察本部訓令甲第7号**

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月17日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程（昭和42年栃木県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、 <u>警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例</u> （昭和29年栃木県条例第45号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、同条例の実施について必要な事項を定めるものとする。 (支給品の支給期及び使用期間の計算) 第2条 略 2 支給品の使用期間は、支給品を着用しない期間を除き、支給された月から月を単位にこれを計算する。ただし、 <u>警察官</u> が停職を命ぜられ、その期間が全月にわたるとき、又は被服代料（条例第	<u>警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、 <u>警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例</u> （昭和29年栃木県条例第45号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、同条例の実施について必要な事項を定めるものとする。 (支給品の支給期及び使用期間の計算) 第2条 略 2 支給品の使用期間は、支給品を着用しない期間を除き、支給された月から月を単位にこれを計算する。ただし、 <u>警察官等</u> が停職を命ぜられ、その期間が全月にわたるとき、又は被服代料（条例第

2条第4項に定める被服の代料。以下「代料」という。)の受給期間は使用期間に算入しない。

(貸与品の貸与期)

第4条 略

2 条例第4条に規定する特殊被服又は装備品は、これを必要とする勤務につく者に使用させるため本部長が必要と認めた所属長に貸与し、品目及び着用期間については、警察官の被服に関する施行細則（平成6年栃木県警察本部訓令第3号）第11条の規定によるものとする。

(支給品及び貸与品の返納)

第5条 警察官が条例第5条に規定する使用期間の満了しない支給品（ネクタイ、手袋、靴下及び長靴を除く。）及び貸与品（以下「給貸与品」という。）を返納する場合は、給貸与品返納書（別記様式第2号）により、速やかに所属長を経て本部長に返納しなければならない。

(給貸与品の滅失毀損の場合の措置)

第6条 警察官は、使用期間の満了しない給貸与品の一部を滅失、又は毀損した場合には、給貸与品再交付申請書（別記様式第3号）により、速やかに所属長を経て本部長に再交付の申請をしなければならない。

(給貸与品の引替え)

第7条 警察官は、使用期間の満了しない給貸与品が使用に堪えないため引替えを必要とするときは給貸与品引替願（別記様式第4号）により、所属長を経て本部長に願い出るものとする。

(給貸与品の管理)

第8条 警察官は、給貸与品を適正に管理しなければならない。

2 警務部警務課長は、給貸与品管理システム（警察官の給貸与品の管理を行う電子情報処理組織をいう。）により、給貸与品の支給及び貸与の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2条第4項に定める被服の代料。以下「代料」という。)の受給期間は使用期間に算入しない。

(貸与品の貸与期)

第4条 略

2 条例第4条に規定する特殊被服又は装備品は、これを必要とする勤務につく者に使用させるため本部長が必要と認めた所属長に貸与し、品目及び着用期間については、警察官等の被服に関する施行細則（平成6年栃木県警察本部訓令第3号）第11条の規定によるものとする。

(支給品及び貸与品の返納)

第5条 警察官等が条例第5条に規定する使用期間の満了しない支給品（ネクタイ、手袋、靴下、短靴及び長靴を除く。）及び貸与品（以下「給貸与品」という。）を返納する場合は、給貸与品返納書（別記様式第2号）により、速やかに所属長を経て本部長に返納しなければならない。

(給貸与品の滅失毀損の場合の措置)

第6条 警察官等は、使用期間の満了しない給貸与品の一部を滅失、又はき損した場合には、給貸与品再交付申請書（別記様式第3号）により、速やかに所属長を経て本部長に再交付の申請をしなければならない。

(給貸与品の引替え)

第7条 警察官等は、使用期間の満了しない給貸与品が使用にたえないため引替えを必要とするときは給貸与品引替願（別記様式第4号）により、所属長を経て本部長に願い出るものとする。

(給貸与品個人票の備付け)

第8条 警務部警務課長は、給貸与品個人票（別記様式第5号）を2枚作成し、1枚を警務部警務課、1枚を各所属に備付け、記録並びに整理保管をさせるものとする。

2 所属長は、警察官等に配置換えがあったときは、前項の給貸与品個人票を新たに配置先の所属長に送付しなければならない。

別記様式第2号中

冬 帽 子			冬・合ベルト		
合 帽 子			夏 ベルト		
夏 帽 子			長 靴		
冬 活動 帽子			短 靴		
合 活動 帽子			冬ワイシャツ		
夏 活動 帽子			合ワイシャツ		
帽子 雨覆い					
冬 服 上衣					

合服上衣					
夏服上衣			貸	与	品
冬服ベスト			品	名	数量
合服ベスト			階級章		摘要
夏服ベスト			交通巡視員章		
冬服ズボン			識別章		
合服ズボン			警察手帳		
夏服ズボン			手錠		
冬服スカート			警笛		
合服スカート			警棒		
夏服スカート			帯革		
冬活動服			ショルダーバッグ		
合活動服			けん銃つりひも		
防寒服					
雨衣					

」を

冬帽子			冬ワイシャツ		
合帽子			合ワイシャツ		
夏帽子					
冬活動帽子					
合活動帽子					
夏活動帽子					
帽子雨覆い					
冬服上衣					
合服上衣					
夏服上衣			貸	与	品
冬服ベスト			品	名	数量
合服ベスト			階級章		摘要
夏服ベスト			識別章		
冬服ズボン			警察手帳		
合服ズボン			手錠		
夏服ズボン			警笛		
冬活動服			警棒		
合活動服			帯革		
防寒服			拳銃つりひも		
雨衣					
冬・合ベルト					
夏ベルト					
短靴					

に改める。

別記様式第5号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会**栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号**

栃木県内水面漁場管理委員会公聴会に関する規程及び栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手続に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月17日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 藤原和美

栃木県内水面漁場管理委員会公聴会に関する規程及び栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手続に関する規程の一部を改正する告示

(栃木県内水面漁場管理委員会公聴会に関する規程の一部改正)

第1条 栃木県内水面漁場管理委員会公聴会に関する規程（昭和62年栃木県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公聴会開催の公示)</p> <p>第6条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の2週間前までに公聴会の日時、場所及び案件並びに公聴会において意見を述べることのできる利害関係人等（以下「公述人」という。）の範囲を栃木県公報に掲載し、かつ、必要のあるときは、関係市町村<u>若しくは</u>漁業協同組合の事務所等に掲示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。</p>	<p>(公聴会開催の公示)</p> <p>第6条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の2週間前までに公聴会の日時、場所及び案件並びに公聴会において意見を述べることのできる利害関係人等（以下「公述人」という。）の範囲を栃木県公報に掲載し、かつ、必要のあるときは、関係市町村<u>又は</u>漁業協同組合の事務所等に掲示_____するものとする。</p>

(栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手続に関する規程の一部改正)

第2条 栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手続に関する規程（平成7年栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による公示は、栃木県公報に掲載して行うほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>	<p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による公示は、栃木県公報に掲載し、かつ、栃木県庁の掲示板に掲示すること_____により行うものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。